

高齢者、障害者等の支援を目的とする ボランティア活動に対する助成事業

助成金申請ガイド

令和8年10月版



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

助成金申請ガイド

目次

1.	目次	P 2
2.	助成事業の概要	P 3
3.	助成事業の流れ	P 4
4.	手順 1 申請前に行うこと	P 5
5.	手順 2 申請前に行うこと	P 6
6.	手順 3 申請前に行うこと	P 8
7.	提出書類	P 9
8.	個人情報の取扱いについて	P 10

申請の前に

申請者は、財団ホームページで公開している「助成金の交付に関する規程」を必ず読んでください。

助成事業の概要

高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動を行っている財政基盤の弱い民間団体に対して、ボランティア活動に必要な各種器材の取得に対して助成を実施します。

【助成の対象となる活動】

日本国内で行われている高齢者、障害者の支援を目的とするボランティア活動



自主性
(主体性)

社会性
(連帯性)

無償性
(無給性)

【ボランティアの定義】

助成対象となるボランティアとは、自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する、無給性の行為です。



【助成の対象とする団体】

財政基盤が弱く助成なくしてボランティア活動を行うことができない法人格のない民間団体とNPO法人

対象外

株式
会社

有限
会社

社団・財
団法人

社会福
祉法人



ボランティア活動に必要な各種器材の取得に助成



助成事業の流れ

スタート

①申請する前に
準備しましょう。

申請する前に行
うことを
読んでください。
→P5~8へ



②助成事業実施計画
申請書及び誓約書等
を提出します。



財団審査

③通知を受取ります。



④器材を買います。



●交付決定通知：助成の交付が決定されました。
次の段階に進みます。

●不採択通知：残念ながら採択となりませんでした。

【注意】

①納品書、請求書、領収書を必ず
貰ってください。

※精算払申請書に必要です。

②精算払の時期は自己負担金又は
全額(助成金+自己負担金)を立替
払した後になります。

⑥助成金の受取りに必要な書類（助成金振込
承諾書・精算払申請
書）を提出します。



⑦助成金を受取
ります。

助成金



⑧完了報告書を提出しま
す。※取得した器材は事
業完了後5年間の管理義
務があります。



ゴール

手順1 申請前に行うこと

自分たちの団体が申請できるか確認しましょう！

- 1** 活動が次のいずれかにあてはまっていますか？ボランティア活動の内容が助成の条件を満たしてるか確認しましょう。



- 主たる受益者が高齢者及び障害者ですか？
- 高齢者及び障害者による自立及び社会参加等を促進する活動ですか？

- 2** 次の申請要件を満たしてるか確認しましょう。

助成実績 本財団から過去2年以内に助成を受けていない。

団体要件(任意団体)



- 5人以上の個人で構成している。
- 会則や規約に基づいた活動実績が2年以上ある。
- 活動の経理を適正に行っている。(毎年、収支予算と収支決算を行っている。)

団体要件(NPO法人の場合)



特定非営利活動以外の事業を行っていないこと及び対象ボランティア活動の実施者（法人管理事務に関与する者を含む。）の無償性（無給性）が担保されている。

対象外の団体

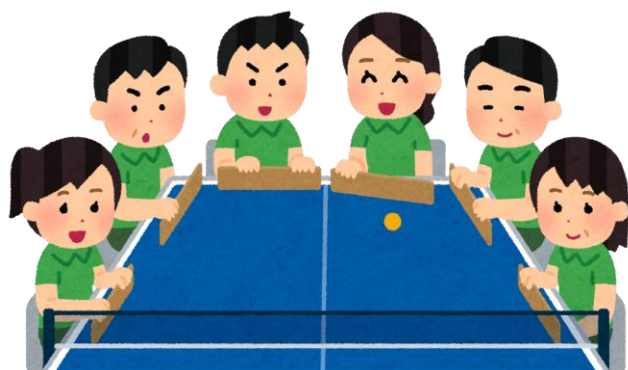
3頁記載の対象外の法人のほか、宗教活動、政治活動、自治会員の共益のための自治会活動などを目的とする団体も助成対象にはなりません。

※反社会的勢力は申請できません。

手順2 申請前に行うこと

購入する器材や費用が助成の対象になるか確認しましょう。

■対象となる器材



- 高齢者・障害者に対するボランティア活動に使用する器材
※助成金で購入した器材は5年間保管する義務があります。

■対象となる費用



配送費用



老朽化で買い換える場合の旧器材廃棄費用



保証に係る費用
※保険料は対象になりません。



設定・設置等の費用

■申請できる助成金額

助成金

- 助成率：器材及び費用の総額の90%
- 助成金の限度額：5万円以上90万円以内
※助成金は100円未満切捨てとします。

助成の対象としない器材・費用(例)



イベント開催費用



消耗品・燃料費



人件費



調査研究の器材・費用



振込手数料



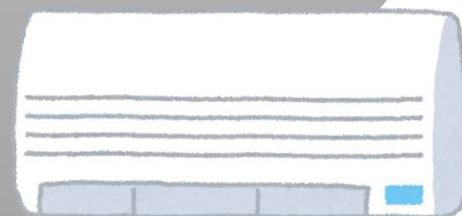
施設や他団体と共有する器材



使用できる人が限定される器材・楽器等



高出力アンプ・スピーカー等
その他イベント用器材・費用



シンク等キッチン設備・洗面台・給湯器などの給排水設備及び冷暖房等空調設備等の住宅設備機器

【NPO法人は次の器材・費用は対象とならない。】



広報活動のための器材・費用



ボランティア研修・資格取得のための器材・費用
* 手話通訳者養成のための器材は含まない。



一般管理事務を行うための器材・費用

手順3 申請前に行うこと

1 団体内で申請内容を共有し決定しましょう。



(例) 1.活動に適した器材ですか。

※パソコンの場合、目的に合った機種を選定してください。

※購入時期を確認してください。交付決定後〇月以降の購入になります。

2.事務手続を行う連絡担当者は誰にするか、など。

2 器材の購入代金を立替払できるか確認しましょう。

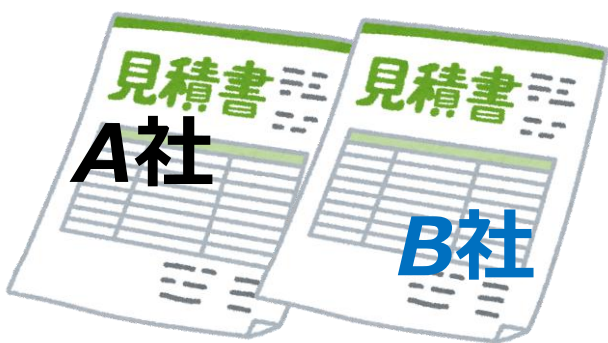


1.助成金は前払いされません。

2.助成金の交付決定後に器材を購入しますが、実際に助成金が手元に届くまでの間は、団体での立替えとなります。

3.申請前に、自己負担金又は全額の立替資金が用意できるか必ず確認しましょう。

3 見積書を取りましょう



1. 2 社以上から見積書を取ってください。

見積書の宛名は団体名にしてください。

詳しくは申請書の「添付資料について」をご参照ください。

4 申請書入手しましょう



1.団体所在地の都道府県共同募金会から申請書入手してください。

5 申請書を作成しましょう



1.高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業募集要項、応募要領を見ながら作成してください。

2.空欄が無いよう必ずすべての項目を記入してください。

提出書類



申請書



見積書
(相見積もり)
(宛名は団体名)



パンフレットカタログ



- ・会則又は定款
- ・役員・会員名簿
- ・事業計画書（今年度）
- ・事業収支予算書（今年度）
- ・事業報告書（前年度）
- ・事業収支決算書（前年度）
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書
- ・助成事業の実施に関する誓約書
- ・任意団体の代表者及び法人を証する書類
 - ＞ 任意団体の場合は代表者の印鑑登録証明書
 - ＞ NPO 法人の場合は履歴事項全部証明書及び法人印鑑証明書

助成事業専用口座について

助成金及び当該助成事業に係る費用は、助成事業専用口座（必ず団体名の記載があるもの）にて収納・支出してください。

※専用口座がない場合には新たに開設してください。

申請書の提出



募集期間内に団体所在地の都道府県共同募金会に提出してください。

＊お問い合わせ先も同様です。

交付決定の時期

令和9年2月下旬（予定）

個人情報の取扱いについて

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。

詳しくは「高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業の応募要領」をご参照ください。